

別表十七の二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結親法人が措置法第68条の89の3《連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例》又は平成31年改正前の措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第68条の89の3《連結超過利子額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「(1)×(50%又は20%) 2」は、措置法第68条の89の3の規定の適用を受ける場合には「50%又は」を消し、平成31年旧措置法第68条の89の3の規定の適用を受ける場合には「又は20%」を消します。

3 「連結超過利子額 5」は、調整対象連結事業年度（前期の(9)又は(15)）は、調整対象連結事業年度（措置法第68条の89の3第3項各号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度及び同条第4項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下同じ。）にあつては「前期の(9)又は」を消し、調整対象連結事業年度以外の連結事業年度にあつては「又は(15)」を消します。

4 「連結超過利子額の調整計算」の各欄は、調整対象連結事業年度に該当する場合に記載します。